

令和4年度決算に基づく 資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (-)	20.0 (20.0)
病院事業会計	— (2.8)	20.0 (20.0)
下水道事業特別会計	— (0.5)	20.0 (20.0)

※ 資金不足比率がない場合は「—」と記載しています。

（ ）内は、令和3年度決算に基づく数値です。

●資金不足比率とは？

水道事業、病院事業、下水道事業など公営企業における資金不足を料金収入等の規模で示される「事業の規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況を示したものが資金不足比率です。

資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

令和4年度決算に基づく芦別市の公営企業会計の資金不足比率については、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計いずれも資金不足比率が生じていない経営状況となりました。